

『日本企業が抱える中国独禁法リスクの高まり — 中国独禁法セミナー —』

はじめに

本年4月17日、当所は、張国棟中国弁護士を講師に迎え、Kroll Ontrack との共催で中国独禁法セミナーを開催した。張弁護士は、中国を代表するロー・ファームである金誠同達律師事務所 (JT&N) のシニアパートナーで、M&Aや独占禁止法、会社法等を専門としており、これまで中国の独禁法問題に直面した多くの日本企業をサポートしてきた。

中国独禁法が日本企業に適用されたケース

昨年8月、日本の自動車部品メーカー及びベアリングメーカーの合計12社が価格カルテルを行っていたとして、中国国家発展改革委員会 (NDRC) により総額12億3540万元 (約200億円) もの制裁金を課される事件が起き、日本企業に衝撃を与えた。

本事件では、日本の自動車部品メーカー8社が2000年1月から2010年2月にかけて、競争を回避しつつ最も有利な価格で自動車メーカーから受注するため、日本で会合を頻繁に行い、価格を相談し、数回にわたって発注オファーに関する協定を締結して実施したことにより中国市場に関係する価格カルテルを行ったものと認定された。また、日本のベアリングメーカー4社は、2000年から2011年6月にかけて、日本においてアジア検討会を開催し、上海における輸出市場会議の開催を手配する等、アジア地域及び中国市場におけるベアリングの値上げの方針、タイミング及び幅について検討し、値上げの実施状況について意見交換を行い、値上げを実施したものと認定された。

本事件は、日本企業がリニエンシー (独占的協定に関する事情を自主的に報告し、重要な証拠を提供した場合、制裁金が減免される制度) を申請し適用されたことにより、NDRCの調査がなされずに早期に解決され、制裁金についても減免の措置がとられた。

張弁護士によると、本事件からは、以下のような示唆が引き出される。

第1に、リニエンシーを戦略的に活用することで、制裁金の減免と事件の早期決着を図ることができる。

第2に、中国独禁法違反により課される制裁金の算定方法はまだ不透明な面があるものの (制裁金算定の基礎となる売上高が中国国内での売上高を意味するのか、全世界の売上高を意味するのか)、本事件ではNDRCはカルテル対象製品の中国での売上を元に制裁金を算定しており、NDRCの現在の考え方が示されている。

第3に、NDRCは、米国企業クアルコム社の単独行為による独禁法違反事件で同社に60億8800元 (約1150億円) もの制裁金を課してアメリカからの反発を招いたことで、一旦は単独行為の摘発には慎重になると予想される。これに伴い、NDRCは、カルテルを中心に独禁法違反の調査・摘発を行うと予想され、日本企業にとっての独禁法違反のリスクが高まると考えられる。

中国独禁法の概要

中国独禁法では、独占協定 (カルテル)、市場支配的地位の濫用、企業結合、行政権力の濫用の4つが規制対象となる。

上記のケースのような価格カルテルは独占協定の典型例であるが、独占協定は、競合会社間での競争制限行為のみでなく、取引事業者間における垂直的な協調行為 (再販売価格の維持など) も対象とする点に特徴がある。

中国独禁法に関する諮問や調整を行う機関として独占禁止委員会 (AMC)、執行機関として、国家発展改革委員会 (NDRC)、国家工商行政管理総局 (SAIC)、商務部 (MOFCOM) があり、それぞれ価格に関する独占行為、価格以外の競争制限行為、企業結合規制を所管している。また、中央政府レベルだけでなく、地方政府レベルでも独禁法の取締りがなされる。執行機関に

は、立入調査や証拠の差押を含む広範な調査権限が与えられている。

独禁法に違反した場合の法的責任としては、カルテルを合意し実施した場合や市場支配的地位の濫用をした場合には前年度売上高の1~10%の制裁金が課される。カルテル実施に至らない場合や独禁法違反の企業結合の場合には50万元以下の制裁金が課される。また、カルテル実施や市場支配的地位の濫用の場合には、制裁金の賦課とは別に、違法所得の没収が課されることも予定されている。

さらに、中国では、行政による執行のみでなく、民事訴訟において独禁法違反を主張し違反行為の停止や損害賠償の請求をすることが日本よりも積極的に行われている。

クアルコム事件に見る中国独禁法の運用上の特徴

2008年8月1日に中国で独禁法が施行されて以降、液晶パネル事件を皮切りに、外国企業による独禁法違反の有無がNDRCにより積極的に調査され、違反を認定されるケースが相次いでいる。

そのようなケースの中には、中国以外の国でも調査され違反が認定されたものもあるが、NDRCによる違反行為の認定の仕方が他の国の執行機関と比較して特徴的とみられるケースもある。

例えば、クアルコム事件では、NDRCは、非係争条項や抱き合わせ販売といった行為だけでなく、不公正に高いロイヤルティの徴収についても違反を認定した。しかし、不公正に高いロイヤルティに当たるかどうかをどのような基準により判断するかは明確ではない。

張弁護士のこれまでの経験からすると、このよ

うな場合の判断においては、まず市場状況が分析され、他の会社との取引状況も当然に調査対象となる。他の国でのロイヤルティ料率と同じ率のロイヤルティを中国企業の取引先に設定している場合であれば、不公正に高いと認定されるリスクは低くなると考えられるとのことである。

今後の見通しと日本企業の対策

NDRCをはじめとする中国の独禁法執行機関の執行力は今後ますます強化され、中国での独禁法リスクはより一層深刻化すると考えられる。日本企業は、中国法人との連携を密接にし、独禁法のコンプライアンスに関して、現地従業員への十分な社内教育を行う必要がある。

執筆者紹介



弁護士 阿部 隆徳



弁護士 風間 智裕

阿部国際総合法律事務所

ABE & PARTNERS

〒540-0001

大阪市中央区城見1-3-7

松下IMPビル

TEL : 06-6949-1496

FAX : 06-6949-1487

E-mail : abe@abe-law.com

URL : <http://www.abe-law.com/>



本ニュースレターは、法的アドバイスまたはその他のアドバイスの提供を目的としたものではありません。

本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部または全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。

本ニュースレターの配信または配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、abe@abe-law.com までご連絡下さいますようお願い申し上げます。